

平成30年 2月25日  
長野県司法書士会

## 事業報告書

### 1 相談会名

司法書士による「インターネットによる誹謗中傷トラブル被害者相談会」

### 2 開催日時

平成30年2月25日（日）10：00～16：00

### 3 開催趣旨

本会では、「犯罪被害者週間」に合わせ、犯罪被害者を支援するため、犯罪被害者のための相談会を一昨年から継続しております。本年は犯罪被害者の中でも、インターネット上での誹謗中傷や個人情報の流出などの被害を受けた方を対象に相談会を開催することといたしました。

情報化社会の現代では、誰しも容易にインターネットへ接続できてしまうことから、このようなトラブルが増え続けています。インターネットという性質上、何気ない書き込みや添付したファイルが瞬く間に全世界へ拡散してしまい、被害が深刻化するおそれがあります。

SNSや匿名掲示板等インターネットによる、誹謗中傷をはじめとする侮辱や名誉毀損に該当するような被害によって、心に大きな傷を負った方々を対象に無料電話相談会を実施しました。

今後とも、被害者が誰にも相談できず、泣き寝入りにならないように、法律家である司法書士がインターネット上のトラブルについて、被害者の相談に対応いたします。

### 4 相談件数

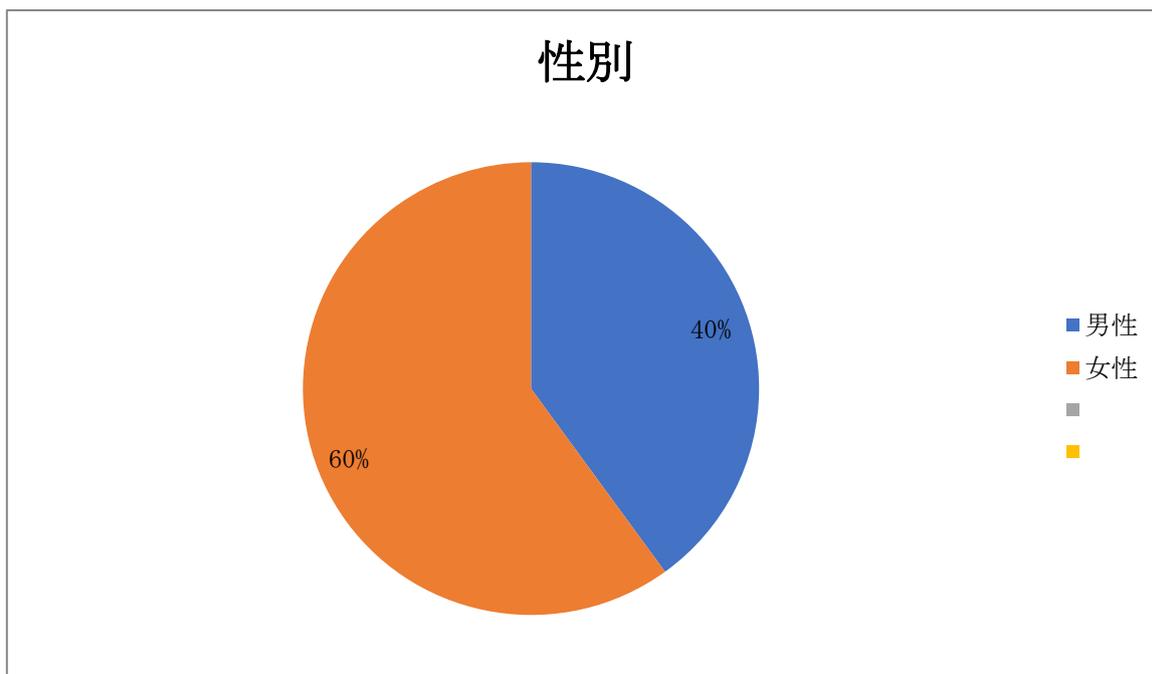
合計 5件

※5件の中には相談者自身ではなく他の人に関する相談も含まれていますが、以下の内訳は相談者によって行っています。

内訳

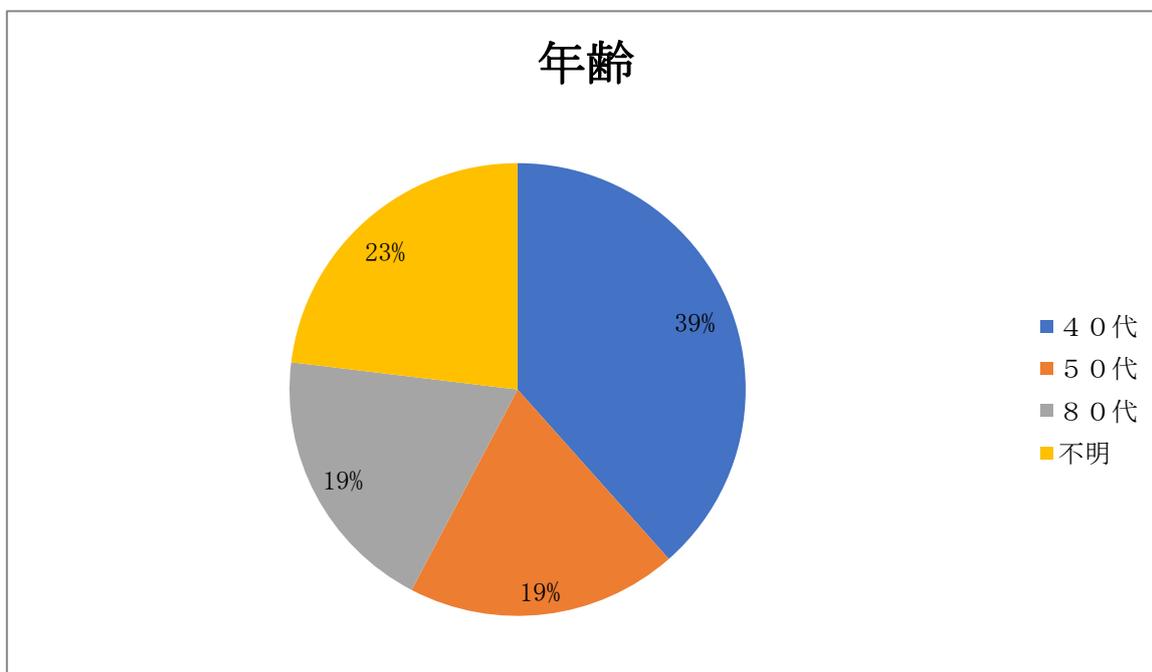
#### (1) 性別

男性 2名 女性 3名



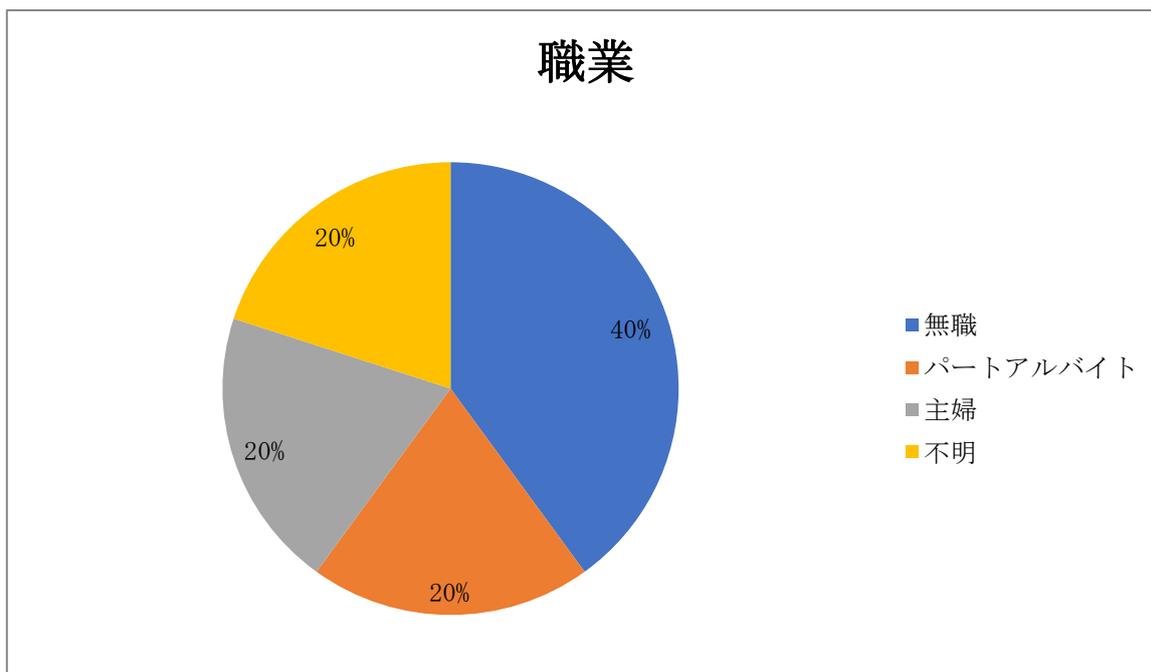
(2) 年齢

40代 2名 50代 1名 80代 1名 不明 1名



(3) 職業

無職 2名      パートアルバイト 1名  
 主婦 1名      不明 1名



## 5 主な相談内容

以下のような相談が複数の方から寄せられました。

- ・インターネット掲示板や LINE のグループ等で同僚や上司から誹謗中傷を受けている。
- ・口コミサイトで自社の誹謗中傷をするコメントが掲載されている。削除したい

## 6 実施した感想・コメント・今後の対応

相談の件数5件のうち、4件がインターネットの誹謗中傷の相談であった。内容は同僚（と思われる）等知人からの誹謗中傷、口コミサイトでの批判など、想定していた相談が寄せられた。

誹謗中傷の記事が投稿されてから何年も経過しているケースも多く、中々相談先が見つからず苦しんでいる現状が浮き彫りとなった。インターネットの誹謗中傷記事を投稿するのは容易だが、当該記事を削除や投稿者の特定は難しいケースが多く、裁判所の書類作成等の法的支援が無ければ、被害者救済に至らない。

そして、法務局の人権侵犯救済手続の統計からも、今後もインターネットにおける誹謗中傷の被害者は増えていくと考えられる。今後とも司法書士会で何らかの対応を行っていく必要があると考えられる。

## 7 相談会の様子



※個人情報保護のため、画像を加工しています。